

## 更新研修の受講間隔について

(1)平成31年3月31日まで下記①、②の研修の両方を修了している者【旧体系研修修了者】

- ①サービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修
- ②相談支援従事者研修(初任者研修)又は(特別研修)

◆平成31年4月1日以降、初めて更新研修を受講修了した年度を起点として、翌年度から5年度ごとに1回受講することを繰り返す。

※令和5年度までに更新研修を修了しなかった場合、サービス管理責任者(以下、「サビ管」)・児童発達支援管理責任者(以下、「児発管」)として従事できません。令和6年度以降に実践研修を修了することにより、再度サビ管・児発管として配置可能となります。(この場合、実践研修受講のための実務経験は不要)

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
更新 研修 修了 起点	← R4年度～R8年度の間に更新研修を 1回受講					← R9年度～R13年度の間に更新研修を 1回受講					←	
→ R5年度までに 更新研修を修了せず			× 従事 不可	← 実践 研修 修了 起点							←	
						← R10年度～R14年度の間に更新研修を 1回受講						←

(2)令和元年度以降サビ管・児発管となった者【新体系研修修了者】

◆実践研修修了者となった年度を起点として、翌年度から5年度ごとに1回受講することを繰り返す。

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
実践 研修 修了 起点	← R4年度～R8年度の間に更新研修を 1回受講					← R9年度～R13年度の間に更新研修を 1回受講					←

更新研修の受講には、次の①又は②の要件を満たすことが必要です。

- ①現に、サビ管、児発管、管理者若しくは相談支援専門員として従事している
- ②更新研修受講開始前5年間において、サビ管、児発管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事している